

令和5年3月市議会定例会議（3月追加分）

# 経済民生常任委員会資料

議案第55号 東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を  
改正する条例制定の件

2 頁

市民・文化スポーツ部

議案第55号  
東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する  
条例制定の件

(議案書P5～P8)

東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例(案)要旨

1 改正する項目

- (1) 減免適用期間の延長
- (2) 減免対象者、減免割合の段階的見直し

2 条例改正の背景及び内容

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の、国民健康保険税の減免措置に対する国からの財政支援について、避難指示が解除された時期により令和5年度から段階的に見直しが行われることをうけ、財政支援の見直しに合わせて減免措置を見直し、適用期間の延長を行うとともに、減免対象者と減免割合を段階的に縮小する。

- (1) 令和5年度より令和8年度までの財政支援の見直しが示されたため、減免適用期間を令和8年度まで延長する。
- (2) 財政支援の見直し区域外の該当世帯の令和5年度相当分の国民健康保険税額を全額減免とする。(令和3年度までに指示が解除された旧避難指示区域等に居住していたものであって基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯(以下「上位所得層」という。)を除く)
- (3) 減免適用を遡って行う場合、地方税法に基づく5年とするため、減免適用期間を平成31年度から令和5年度とし、納期限を平成31年4月1日から令和6年3月31日までとする。
- (4) 令和4年度に指示が解除された旧特定復興再生拠点区域に居住していたもので上位所得層にあたるものは令和5年度相当分の国民健康保険税のうち令和5年4月分から9月分に相当する税額について減免する。

(5) 財政支援の見直し区域内に居住していた世帯の減免割合を令和5年度より該当区域の避難指示等の解除の時期により順次縮小する。該当区域の見直し開始年度は減免割合を税額の2分の1とし、その翌年度は減免の対象から除外する。

財政支援の見直しに係る区域、年度ごとの減免割合一覧

被災時に住所を有していた区域等	課税年度	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9～
平成26年までに解除された区域等 ・ 広野町、檜葉町の一部、南相馬市の一部（旧緊急時避難準備区域） ・ 川内村の一部、田村市 （旧緊急時避難準備区域及び旧避難指示解除準備区域） ・ 特定避難勧奨地点（伊達市、南相馬市、川内村）	減免割合	1 / 2	0	0	0	0
平成27年に解除された区域 ・ 檜葉町の残り全域（旧避難指示解除準備区域）	減免割合	全額	1 / 2	0	0	0
平成28年に解除された区域 ・ 葛尾村の一部、南相馬市の一部 （旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域） ・ 川内村の残り全域（旧居住制限区域）	減免割合	全額	全額	1 / 2	0	0
平成29年に解除された区域 ・ 飯館村の一部、浪江町の一部、川俣町、富岡町の一部 （旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域）	減免割合	全額	全額	全額	1 / 2	0

※各区域とも上位所得層は従前より減免対象外

対象者の確認

震災当時、原子力災害に伴う避難指示区域等（解除または再編された場合を含む）に居住していたことを被災証明書により確認する。

### 3 条例施行日

令和5年4月1日から施行

### 4 具体的な影響

#### (1) 対象者への影響

国民健康保険税の減免を受けることができる。

財政支援の見直し対象区域から避難してきた世帯は、段階的に減免額が縮小する。

(低所得世帯の軽減措置が適用される場合は、その適用を受ける。)

#### (2) 市への影響

① 影響の内容：上記の措置に伴い、国民健康保険税が減収するが、減収額は段階的に減少する見込み。

② 影響額：未定（財政支援の見直しに係る区域に居住していたと考えられる世帯の令和4年度の減免実績は、令和5年2月28日現在で158世帯、17,340,200円）

なお、国民健康保険税の減収分は全額国庫補助等で賄われる見込み（国民健康保険災害臨時特例補助金2/10、特別調整交付金8/10）

③ 被災証明書の被災時住所が、どの区域に該当するか確認するため、被災自治体への照会事務が新たに発生する。

【東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（ ）が改正部分】

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東日本大震災（以下「震災」という。）により、特に甚だしい被害を受け、担税力を著しく喪失したと認められる者の平成22年度から令和8年度までの国民健康保険税（以下「保険税」という。）の減免については、福島市国民健康保険税条例（昭和39年条例第18号）の規定にかかわらず、この条例の定めるところによる。</p> <p>(保険税の減免)</p> <p>第2条 震災により被災した納税義務者の属する世帯の保険税については、次の各号に掲げる納税義務者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減免する。</p> <p>(1) <u>帰還困難区域（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定により平成25年までに指示され令和4年度までに解除されていない区域）に居住していた者（現に当該区域に住所を有する者を含む。）</u> 保険税の全額</p> <p>(2) <u>旧避難指示解除準備区域（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による原子力災害対策本部長の指示の対象とされていた区域をいう。以下同じ。）及び旧居住制限区域（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による原子力災害対策本部長の指示の対象とされていた区域をいう。以下同じ。）のうち平成29年5月以降に解除された区域に居住していた者（現に当該区域に住所を有する者を含む。）（市長が別に定める上位所得層に該当する者を除く。）又は旧帰還困難区域（帰還困難区域のうち令和4年度までに解除された区域）のうち平成31年度若しくは令和4年度に解除された区域に居住していた者（現に当該区域に住所を有する者を含む。）（市長が別に定める上位所得層に該当する者を除く。）</u> 保険税の全額</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東日本大震災（以下「震災」という。）により、特に甚だしい被害を受け、担税力を著しく喪失したと認められる者の平成22年度から令和4年度までの国民健康保険税（以下「保険税」という。）の減免については、福島市国民健康保険税条例（昭和39年条例第18号）の規定にかかわらず、この条例の定めるところによる。</p> <p>(保険税の減免)</p> <p>第2条 震災により被災した納税義務者の属する世帯の保険税については、次の各号に掲げる納税義務者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減免する。</p> <p>(1) <u>帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定による原子力災害対策本部長の指示の対象とされた区域（いずれも解除又は再編された場合を含む。）をいう。以下同じ。）に居住していた者（現に当該区域に住所を有する者を含む。）（平成26年4月1日から平成29年3月31日までに指示が解除された居住制限区域又は避難指示解除準備区域に居住していた者（現に当該区域に住所を有する者を含む。）であって、市長が別に定める上位所得層に該当するものを除く。）</u> 保険税の全額</p> <p>(2) <u>旧緊急時避難準備区域（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による原子力災害対策本部長の指示の対象とされていた区域をいう。以下同じ。）に居住していた者（現に当該区域に住所を有する者を含む。）（市長が別に定める上位所得層に該当する者を除く。）</u> 保険税の全額</p> <p>(3) <u>特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第17条第9項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が特定した地点（特定していた地点を含む。）をいう。以下同じ。）に居住していた者（現に当該地点に住所を有する者を含む。）（市長が別に定める上位所得層に該当する者を除く。）</u> 保険税の全額</p>

改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(保険税の減免適用期間の特例)</p> <p>2 <u>平成31年度から令和5年度までの間における保険税の減免に当たっては、納税義務者に対し課し、又は課すべきであった保険税の額のうち、平成31年4月1日から令和6年3月31日までに納期の末日が到来する保険税の額に限り適用する。ただし、納税義務者が平成31年4月1日から令和2年3月31日までに指示が解除された旧居住制限区域、平成31年4月1日から令和2年3月31日までに指示が解除された旧避難指示解除準備区域又は平成31年4月1日から令和2年3月31日までに指示が解除された旧帰還困難区域に居住していた者（現にこれらの区域に住所を有する者を含む。）であって、市長が別に定める上位所得層に該当するものである場合の当該納税義務者が属する世帯は、平成31年度の保険税の額及び令和2年度の保険税の額のうち令和2年4月分から9月分までに相当する保険税の額に限り適用し、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに指示が解除された旧帰還困難区域に居住していた者（現にこれらの区域に住所を有する者を含む。）であって、市長が別に定める上位所得層に該当するものである場合の当該納税義務者が属する世帯は、平成31年度から令和4年度までの保険税の額及び令和5年度の保険税の額のうち令和5年4月分から9月分までに相当する保険税の額に限り適用する。</u></p> <p>(経過措置)</p> <p>3 <u>平成31年度から令和4年度までの間における保険税の減免に当たっては、第2条各号に掲げる納税義務者の区分の他、次の表の納税義務者の区分の欄に掲げる納税義務者について、平成31年4月1日から令和5年3月31日までに納期の末日が到来する保険税（被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第1項の届出をした場合に、令和5年4月以降に納期の末日が到来する保険税を含む。）の額に限り、保険税の全額を減免する。令和5年度以降の各年度の保険税については、第2条各号に掲げる納税義務者の区分の他、次の表の納税義務者の区分の欄の区分に応じ、同表の課税年度の欄の年度に課す保険税から、同表の減免額の欄の額を減免する。</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(保険税の減免適用期間の特例)</p> <p>2 <u>平成30年度から令和4年度までの間における保険税の減免に当たっては、納税義務者に対し課し、又は課すべきであった保険税の額のうち、平成30年4月1日から令和5年3月31日までに納期の末日が到来する保険税の額に限り適用する。ただし、納税義務者が平成31年4月1日から令和2年3月31日までに指示が解除された居住制限区域、平成31年4月1日から令和2年3月31日までに指示が解除された避難指示解除準備区域又は平成31年4月1日から令和2年3月31日までに指示が解除された帰還困難区域に居住していた者（現にこれらの区域に住所を有する者を含む。）であって、市長が別に定める上位所得層に該当するものである場合の当該納税義務者が属する世帯は、平成30年度から平成31年度までの保険税の額及び令和2年度の保険税の額のうち令和2年4月分から9月分までに相当する保険税の額に限り適用する。</u></p>

改正後			改正前
納税義務者の区分	課税年度	減免額	
平成26年までに解除された、旧緊急時避難準備区域、旧避難指示解除準備区域又は特定避難勧奨地点に居住していた者（現に当該区域に住所を有する者を含む。）（市長が別に定める上位所得層に該当する者を除く。）	令和5年度	保険税の2分の1の額	
平成27年に解除された、旧避難指示解除準備区域に居住していた者（現に当該区域に住所を有する者を含む。）（市長が別に定める上位所得層に該当する者を除く。）	令和5年度	保険税の全額	
	令和6年度	保険税の2分の1の額	
平成28年に解除された、旧避難指示解除準備区域又は旧居住制限区域に居住していた者（現に当該区域に住所を有する者を含む。）（市長が別に定める上位所得層に該当する者を除く。）	令和5年度	保険税の全額	
	令和6年度	保険税の全額	
	令和7年度	保険税の2分の1の額	
平成29年に解除された、旧避難指示解除準備区域又は旧居住制限区域に居住していた者（現に当該区域に住所を有する者を含む。）（市長が別に定める上位所得層に該当する者を除く。）	令和5年度	保険税の全額	
	令和6年度	保険税の全額	
	令和7年度	保険税の全額	
	令和8年度	保険税の2分の1の額	

4 前の表中「旧緊急時避難準備区域」とは原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による原子力災害対策本部長の指示の対象とされていた区域をいい、「特定避難勧奨地点」とは原子力災害対策特別措置法第17条第9項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が特定した住居をいう。同表中の課税年度に課す保

改正後	改正前
<p>保険税とは当該課税年度の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等（福島市国民健康保険税条例第4条第1項に規定する基礎控除後の総所得金額等をいう。）に基づき賦課される保険税のうち、当該課税年度の4月1日から3月31日までの間に納期の末日（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日をいう。）が到来する保険税（被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出をした場合に、当該課税年度の翌年度の4月以降に納期の末日が到来する保険税を含む。）の額をいう。</p>	